

○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

昭和五十四年九月二十七日

運輸省告示第五百四十七号

最終改正：令和四年十二月二十八日（令和五年一月一日施行）

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の告示で定める危険物は、別表のとおりとする。

別表

一 爆発物

イ 火薬類 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。

以下「危規則」という。）第二条第一号イに定める火薬類

ロ 酸化性物質類（有機過酸化物） 危規則第二条第一号ホ（2）に定める有機過酸化物（船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危険物告示」という。）別表第一の副次危険性等級の欄に掲げる副次危険性等級（以下単に「副次危険性等級」という。）が「1」のもの（危険物告示第十条第二号に定める少量危険物（以下単に「少量危険物」という。）及び同条第三号に定める微量危険物（以下単に「微量危険物」という。）を除く。）に限る。）

二 その他の危険物

イ 高圧ガス 危規則第二条第一号ロに定める高圧ガス（消火器、冷凍機器類、少量危険物及び微量危険物を除く。）

ロ 引火性液体類 危規則第二条第一号ハに定める引火性液体類（少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品（アセトニトリル（低純度品）、アルカン（炭素数が六から九までのもの及びその混合物に限る。）、イソアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物、イソアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物、ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）、アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）、アルキルベンゼン混合物（少なくとも五十質量パーセントのトルエンを含むものに限る。）、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から四までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合

物に限る。)並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物(アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三質量パーセント以下のものに限る。)、アルキルアルコール及びシクロアルコール(いずれもアルコールの炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)の混合物、アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が八及び九のもの並びにその混合物に限る。)の芳香族溶媒溶液、硫化アンモニウム水溶液(濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。)、ノルマルペンチルアルコール、第一級ペンチルアルコール(ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)、第二級ペンチルアルコール、ターシャリーペンチルアルコール、ターシャリーペンチルエチルエーテル、ターシャリーペンチルメチルエーテル、航空用アルキレート(炭素数が八のパラフィンであって、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。)、エチルアルコール(植物由来のものに限る。)及びガソリンの混合物(エチルアルコールの体積が二十五パーセントを超え九十九パーセント未満のものに限る。)、ブテンオリゴマー、酪酸ブチル、メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物、ノルマルブチルエーテル、メタクリル酸ブチル、クロロヒドリン(粗製のものに限る。)、メタクロロトルエン、オルトクロロトルエン、パラクロロトルエン、コールタールナフサソルベント、1・3-シクロペンタジエン二量体(熔融状のものに限る。)、パラシメン、デセン、3・4-ジクロロ-1-ブテン、1・1-ジクロロプロパン、ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物、ホスホン酸水素ジメチル、1・4-ジオキサン、ドデカン、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチルアミン水溶液(濃度が七十二質量パーセント以下のものに限る。)、エチルターシャリーブチルエーテル、エチルシクロヘキサン、エチレングリコールモノアルキルエーテル、3-エトキシプロピオン酸エチル、エチリデンノルボルネン、N-エチルメチルアリルアミン、2-エチル-3-プロピルアクロレイン、エチルトルエン、ヘプタノール、ヘキセン、酢酸ヘキシル(酢酸メチルペンチルを除く。)、イソアミルアルコール、イソプロピルアミン水溶液(濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。)、イソプロピルシクロヘキサン、メタクリル樹脂(1・2-ジクロロエタン溶液)、3-メトキシ-1-ブタノール、メチルアルコール、メチルペンチルアルコール、メチルブテノール、メチルブチルケトン、メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。)、メチルシクロペンタジエン二量体、2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチン、2-メチルピリジン、3-メチルピリジン、4-メチルピリジン、3-メチルチオプロピオンアルデヒド、ミルセン、ニトロエタン及びニ

トロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十質量パーセントのものに限る。）、ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五質量パーセント以上のものに限る。）、1-又は2-ニトロプロパン、ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が六十質量パーセントのものに限る。）、ノネン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、オクテン、海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）、オレフィン混合物（炭素数が七から九までのものの混合物であって炭素数八のものを主成分とし安定化されたもの。）、オレフィン混合物（炭素数が五から七までのものの混合物に限る。）（アルファオレフィンであって、炭素数が六から七までのもののみから成る混合物を除く。）、オレフィン混合物（炭素数が五から十五までのものの混合物に限る。）（炭素数が五から七までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が六から十五までのもののみから成る混合物を除く。）、アルファオレフィン混合物（炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）、パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物、1・3-ペンタジエン、1・3-ペンタジエン（濃度が五十質量パーセントを超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物、プロピオン酸ノルマルペンチル、アルキル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのものに限る。）アミンリン酸エステル、黄燐（白燐）、ベータピネン、ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が二から四までのもの及びその混合物に限る。）及びポリオレフィンアミンの混合物、芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物、ポリシロキサン、プロピレングリコールメチルエーテルアセタート、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、熱分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）、蒸留された樹脂油、ナトリウムメトキシド（濃度が二十一質量パーセント以上三十質量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）、1・3・5-トリオキサン、ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が十五質量パーセント以上であって、二十質量パーセント以下のものに限る。）、キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十質量パーセント以上のものに限る。）及びその他の液体化学薬品（この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の二に掲げる物質との混合物（以下これらを「P混合物」という。）であって、引火点が六十度以下のものに限る。）に限る。）

- ハ 可燃性物質類（可燃性物質） 危規則第二条第一号ニ（１）に定める可燃性物質（危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が可燃性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの（可燃性物質（固体）（酸化性のもの）、ナフタレン（溶融状のもの）、硫黄（溶融状のもの）及び副次危険性等級が「３」のものを除く。）、植物繊維（乾性のもの）、乾草類、パラホルムアルデヒド、少量危険物及び微量危険物を除く。)
- ニ 可燃性物質類（自然発火性物質） 危規則第二条第一号ニ（２）に定める自然発火性物質（危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が自然発火性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの（自然発火性物質（固体）（酸化性のもの）を除く。）、コプラ、綿廃屑、綿花、切削鉄屑又は切削鋼屑、ぼろきれ類、シードケーキ、少量危険物及び微量危険物を除く。)
- ホ 可燃性物質類（水反応可燃性物質） 危規則第二条第一号ニ（３）に定める水反応可燃性物質（危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が水反応可燃性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの（水反応可燃性物質（固体）（酸化性のもの）及び有機金属化合物（液体）（水反応性かつ引火性のもの）を除く。）、少量危険物及び微量危険物を除く。)
- ヘ 酸化性物質類（酸化性物質） 危規則第二条第一号ホ（１）に定める酸化性物質（少量危険物及び微量危険物を除く。)
- ト 酸化性物質類（有機過酸化物） 危規則第二条第一号ホ（２）に定める有機過酸化物（前号ロに掲げる爆発物、少量危険物及び微量危険物を除く。)
- チ 毒物類（毒物） 危規則第二条第一号ヘ（１）に定める毒物（危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が毒物のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級（以下チにおいて単に「容器等級」という。）が「Ⅲ」のもの（副次危険性等級が「３」のものを除く。）、２－アミノ－４－クロロフェノール、アミノピリジン、ヒ酸アンモニウム、ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩（固体）、メタバナジン酸アンモニウム、ポリバナジン酸アンモニウム、ヒ素、ヒ酸（固体）、ヒ素粉末、三臭化ヒ素、五酸化ヒ素、三酸化ヒ素、ベンジジン、ベンゾキノン、ヨウ化ベンジル（固体）、ベリリウム化合物（他に品名が明示されているものを除く。）、ベリリウム粉末、カコジル酸、ヒ酸カルシウム、ヒ酸カルシウムと亜ヒ酸カルシウムの混合物（固体）、クロロ酢酸（固体）、クロロアセトフェノン（固体）、クロロアニリン（固体）、クロロクレゾール（固体）、クロロジニトロベンゼン（固体）、クロロニトロベンゼン（固体）、アセト亜ヒ酸銅、亜ヒ酸銅、シアン化銅、クレゾール（固体）、１・３－ジクロロアセトン、ジクロロアニリン

(固体)、ジクロロフェニルイソシアネート、ジニトロベンゼン(固体)、ジニトロオルトクレゾール、ジニトロトルエン(固体)、消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、ヒ酸第二鉄、亜ヒ酸第二鉄、ヒ酸第一鉄、ヒ酸鉛、亜ヒ酸鉛、シアン化鉛、ロンドンパープル、ヒ酸マグネシウム、マロノニトリル、医薬品(固体)、ヒ酸第二水銀、塩化第二水銀、酢酸水銀、塩化第二水銀アンモニウム、安息香酸第二水銀、臭化水銀、シアン化第二水銀、グルコン酸第二水銀、ヨウ化第二水銀、核酸水銀、オレイン酸第二水銀(固体)、酸化第二水銀、ヨウ化第二水銀カリウム、サリチル酸第一水銀、硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類、チオシアン酸第二水銀、ベータナフチルアミン(固体)、ナフチルチオ尿素、ナフチル尿素、シアン化ニッケル、ニコチン塩酸塩(固体)、ニコチンサリチル酸塩、ニコチン硫酸塩(固体)、ニコチン酒石酸塩、ニトロアニリン、トリフルオロメチルニトロベンゼン(固体)、ニトロトルエン(固体)、ニトロキシレン(固体)、ペンタクロロフェノール、殺虫殺菌剤類(固体で容器等級が「Ⅱ」のもの)、臭化フェナシル、フェノール(固体)、フェニルヒドラジン(結晶)、酢酸フェニル第二水銀、水酸化フェニル第二水銀、硝酸フェニル第二水銀、ヒ酸二水素カリウム、メタ亜ヒ酸カリウム、シアン化銅カリウム、メタバナジン酸カリウム、二硫化セレン、亜ヒ酸銀、シアン化銀、バナジン酸アンモニウムナトリウム、ヒ酸ナトリウム、メタ亜ヒ酸ナトリウム(固体)、カコジル酸ナトリウム、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、固体(毒性を有する液体(容器等級が「Ⅰ」のものを除く。))を含有するもの)、亜ヒ酸ストロンチウム、タリウム化合物、トルイジン(固体)、五酸化バナジウム粉末、酸化硫酸バナジウム、キシレノール(固体)、キシリジン(固体)、ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛、ヒ酸亜鉛とメタ亜ヒ酸亜鉛の混合物、セレン化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、臭化キシリル(固体)、3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート(固体)、ヘキサフルオロアセトン(固体)、ニトリル類(毒性のもの)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、トキシン類(固体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、危険物告示別表第一の備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、有機リン化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、有機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、金属カルボニル類(固

体) (他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、有機金属化合物(毒性)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「Ⅱ」のもの)、その他の毒物(固体)(引火性のもの)(無機物のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級がⅡのもの)、少量危険物及び微量危険物を除く。)及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品(アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)、石炭酸油、クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物、クレゾール(フェノールを含まないものに限る。)、クレゾールナトリウム塩水溶液、2・6—ジアミノヘキサン酸リン酸塩水溶液、2・4—ジクロロフェノール、2・4—ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液(濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。)、ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が八十一質量パーセントから八十九質量パーセントまでのものに限る。)、ジフェニルメタンジイソシアナート、長鎖(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。))アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物、エトキシ化タローアミン(濃度が九十五質量パーセントを超えるものに限る。)、フルフラール、グルタルアルデヒド水溶液(濃度が五十質量パーセント以下のものに限る。)、ヘキサヒドロ—1・3・5—トリエタノール—1・3・5—トリアジン水溶液、ヘキサヒドロ—1・3・5—トリメチル—1・3・5—トリアジン水溶液(濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。)、ラクトニトリル水溶液(濃度が八十質量パーセント以下のものに限る。)、1—フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物(アセトフェノンの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。)、メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル、2—メチルグルタロニトリル及び2—エチルブタンジニトリルの混合物(2—エチルブタンジニトリルの濃度が十二質量パーセント以下のものに限る。)、ベータプロピオラクトン、重クロム酸ナトリウム水溶液(濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。))及び硫化ナトリウム水溶液(濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。))に限る。)

リ 放射性物質等 危規則第二条第一号トに定める放射性物質等

又 腐食性物質 危規則第二条第一号チに定める腐食性物質(危険物告示別表第一の分類の欄に掲げる分類が腐食性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの(副次危険性等級が「3」のもの、ヘキサメチレンジアミン(溶融状のもの)、無水マレイン酸(溶融状のもの)及び無水フタル酸(溶融状のもの)を除く。)、アルキルスルホン酸(固体)(遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの)、アリールスルホン

酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、臭化アルミニウム（無水物）、塩化アルミニウム（無水物）、二フッ化水素アンモニウム（固体）、硫酸水素アンモニウム、三塩化アンチモン（固体）、三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）、三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）、ブromo酢酸（固体）、水酸化セシウム（固体）、フッ化クロム（固体）、臭化ジフェニルメチル、染料又は染料中間物（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、フッ化水素化合物（他に品名が明示されているものを除く。）、硫酸鉛（固体）、水酸化リチウム（固体）、ニトロベンゼンスルホン酸、硫酸水素ニトロシル（固体）、オキシ臭化リン、五臭化リン、五塩化リン、五酸化リン、フッ化水素カリウム（固体）、硫酸水素カリウム、水酸化カリウム（固体）、酸化カリウム、硫化カリウム（水和物）、水酸化ルビジウム、フッ化水素ナトリウム、硫化水素ナトリウム（固体）、水酸化ナトリウム（固体）、酸化ナトリウム、硫化ナトリウム（水和物）、固体（腐食性を有する液体（容器等級が「Ⅰ」のものを除く。）を含有するもの）、水酸化テトラメチルアンモニウム（固体）、三塩化チタン混合物、トリクロロ酢酸（固体）、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品（アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）、塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液、水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）、アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液、アミノエチルエタノールアミン、水酸化コリン溶液、2・2-ジクロロプロピオン酸、N・N-ジメチルドデシルアミン、N-エチルシクロヘキシルアミン、脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）、硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液、グリコール酸水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルヘプタン酸、過酸化水素水溶液（濃度が六十質量パーセントを超え七十質量パーセント以下のものに限る。）、アクリル酸2-ヒドロキシエチル、イソプロパノールアミン、N・N'-メチレンビス（5-メチルオキサゾリジン）、発煙硫酸、オレイルアミン、吉草酸、吉草酸及び2-メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が六十四質量パーセントのものに限る。）、ノルマルプロパノールアミン、1-（フェニルメチル）-ピリジニウムアルキル誘導体塩化物（濃度が三十質量パーセント以下のものに限る。）並びにノニルフェノールエトキシラート（濃度が十質量パーセン

ト以下のものに限る。)のイソプロパノール(濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。)を溶媒とする溶液及びメタノール溶液(濃度が三質量パーセント以下のものに限る。)の混合溶液、水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液(水素化ほう素ナトリウムの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。)、硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液、けい酸ナトリウム水溶液及びトール油のナトリウム塩(粗製のものに限る。)に限る。)

ル その他 危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品(化学廃液、その他の液体化学薬品(P混合物を除く。))に限る。)

備考

- 一 第一号及び第二号に掲げた危険物の品名は、危険物告示別表第一に掲げられた日本語名による。
- 二 第一号及び第二号に規定したものは、運送及び貯蔵の形態の如何にかかわらず、危険物とする。